

広島県告示第百十六号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成二十四年二月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
宮ノ下B地区（追加）

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を順次結んだ線、標柱二号と三号を平成四年七月三十日広島県告示第八百二十五号（以下「告示A」という。）で指定した土地に沿って結んだ線、標柱三号と四号を昭和六十一年七月十七日広島県告示第六百六十一号（以下「告示B」という。）で指定した土地に沿って結んだ線及び標柱四号と一号を告示Bで指定した土地に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域。

ただし、標柱一号及び四号は告示Bで指定した土地に存する標柱三号及び四号と同一とする。また、標柱三号は、告示Aで指定した土地に存する標柱四号及び告示Bで指定した土地に存する五号と同一とする。

| | | | | | |
|-----|------|-------|------|-------------|------|
| 大竹市 | 郡市・区 | 阿多田 | 町・丁目 | 地番 | 標柱番号 |
| | | 四〇〇番一 | | 標柱一号、三号及び四号 | |
| | | 三九五番 | | 標柱二号 | |